

清水区役所版

〔市外転出〕

令和7年8月

★は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
1階 戸籍住民課 054-354-2126 (蒲原支所) ★戸籍住民係 054-385-7760	10番窓口	転出届の提出	<p>【マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードがある方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍住民課で届出後、新しい住所に住み始めた日から14日以内に、転入先の市区町村に「マイナンバーカード」または「住民基本台帳カード」を持参し、転入手続きをしてください。 <p>【マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードがない方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍住民課で「転出証明書」を受け取り、新しい住所に住み始めた日から14日以内に、転入先の市区町村に「転出証明書」を持参し、転入手続きをしてください。 <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付）、旅券、介護保険証等） ※代理人が届出をする場合、委任状が必要になります。詳細についてはお問合せください。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 転出をされる方のうち、マイナンバーカード申請中の方は静岡市での申請手続きが取り止めになりますので、転入先の市区町村にて新たに申請をしてください。
		国外へ転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードをお持ちの方は国外転出のお手続きの際に必ずお持ちください。 マイナンバーカードの交付を受けている方が国外へ転出する場合、転出予定日の前日までに継続利用手続きをすることで引き続きマイナンバーカードをご利用いただけます。 マイナンバーカードに発行されていた署名用電子証明書は国外転出日（異動日）をもって失効しますが、継続利用手続き後に新しい署名用電子証明書を発行することが可能です。 ※代理人が届出をする場合、事前に委任状や照会・回答のお手続きが必要となる場合があります。詳細についてはお問合せください。
		公立小・中学校の児童生徒が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍住民課で交付された「転出証明書（マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードによる転出をされた方は転出届の写し）」を今まで通学していた学校に見せて、在学証明書と教科用図書給与証明書の交付を受けてください。（春休み、夏休み等でも交付しています。月～金曜日） ※「転出証明書」は転出先の市区町村に提出します。
1階 保険年金課 国民健康保険 054-354-2141 国民年金 054-354-2134 後期高齢者医療 054-354-2208 (蒲原支所) ★税・保険年金係 054-385-7780	7番窓口	国民健康保険の加入者が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍住民課で転出手続きをした後、7番窓口で国民健康保険の喪失手続きと、保険料の精算をしてください。 ※蒲原支所でお手続きの場合、保険料の精算は後日郵送でご案内します。 「国民健康保険資格確認書」等を持参してください。（「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」をお持ちの方は合わせて持参してください。） 世帯主が転出する場合、加入者全員の「国民健康保険資格確認書」等を持参してください。資格確認書等を差替えます。（「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」をお持ちの方は合わせて持参してください。） 修学や施設入所のために転出する場合は、新たに資格確認書又は資格情報のお知らせを発行します。窓口にお申し出ください。 ※転出先の市区町村へ「転出証明書」を提出すると、新しい資格確認書又は資格情報のお知らせが発行されます。 ※マイナンバーの記載を求める場合があります。
		8番窓口	<p>[年金受給者]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金や厚生年金等の受給者が転出する場合 60歳以上で、まだ年金を受給していない方が転出する場合 <p>[年金加入者]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金の加入者が転出する場合
	9番窓口	後期高齢者医療制度の加入者が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 「後期高齢者医療資格確認書」を持参してください。（「特定疾病療養受療証」をお持ちの方は合わせて持参してください。）9番窓口で「資格確認書」等の返還手続きをします。「負担区分等証明書」等を発行しますので、転出先へ提出してください。（県内他市町へ転出の場合は、「資格確認書」のコピーもお渡しします。）
3階 子育て支援課 (蒲原出張所) ★福祉係 054-385-7790 ◆の業務は除く	給付係	児童手当の受給者やその児童（22歳以下）が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 受給資格者が届け出てください。 配偶者・児童のみが転出される場合は、それぞれの個人番号がわかる書類 ※詳しくは給付係（054-354-2120）へお問合せください。 ※海外転出の際は、受給者の変更が必要になる場合があります。
		子ども医療費受給者証の対象児童が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども医療費受給者証」を返却してください。（郵送可・代理人可） ※受給者証の返却のみ。届出は必要ありません。 郵送宛先 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 子育て支援課 給付係
		児童扶養手当受給資格者や対象児童が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 受給資格者が届け出てください。 児童扶養手当証書（受給者のみ）
		ひとり親家庭等医療費助成金受給者や対象児童が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 受給者が届け出てください。 ひとり親家庭等医療費助成金受給者証
		母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人、連帯借受人又は連帯保証人が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人が届け出てください。 ※蒲原出張所取扱い不可
入園係	こども園・保育園・幼稚園等に通園（申込）している児童・父母及び同居家族が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が届け出てください。（園児が転出する場合は退園届を、家族が転出する場合は変更届を提出していただきます。）（支給認定証の記載内容に変更が生じる場合には、お手元の支給認定証をご返却ください。） 転出先の自治体でも、利用申請等の手続きが必要になります。 静岡市で利用していた（利用している）園にも、転出する旨の報告をお願いします。 	

清水区役所版

〔市外転出〕

令和7年8月

★は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
1階 高齢介護課 (蒲原出張所) ☆福祉係 054-385-7790	高齢者福祉係	外国人高齢者福祉手当を受けている方（S7.4.1以前に生まれ、住民登録されており、かつ所得要件等あり）が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>手続きが必要ですので高齢者福祉課（静岡庁舎）へご連絡ください。</u> ・問合せ先【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】
	介護保険係	介護保険被保険者証を持っている方が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証等を返却してください。 ・要介護認定を受けている（または申請中の）方は、介護保険被保険者証の返却に加え介護保険受給資格証明書交付の手続きをしてください。 ・介護保険負担割合証等を持っている方は返却してください。
1階 障害者支援課 (蒲原出張所) ☆福祉係 054-385-7790		身体障害者手帳の所持者が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・転出先の自治体で手続きをしてください。 ・タクシー券、おむつ券がお手元に残っている場合は返還をお願いします。 ・お問い合わせ 障害者支援課 支援係 054-354-2106
		療育手帳の所持者が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族または親族が手続きをしてください。 ・療育手帳 ・タクシー券、おむつ券がお手元に残っている場合は返還をお願いします。 ・お問い合わせ 障害者支援課 支援係 054-354-2106
		精神障害者保健福祉手帳所持者が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・転出先の自治体で手続きをしてください。
		特別児童扶養手当、重度心身障害児扶養手当特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・転出先の自治体で手続きをしてください。
		心身障害者扶養共済制度に加入している方が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・転出先の自治体で手続きをしてください。
		自立支援医療（更生医療・精神通院）受給者が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・転出先の自治体で手続きをしてください。
		重度心身障害者医療費助成金受給者が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族または親族が手続きをしてください。 ・<u>重度心身障害者医療費受給者証</u>
		障害福祉サービス受給者が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・転出先の自治体で手続きをしてください。 ※ 転出先の居住地ですぐにサービスを利用される場合など、「障害支援区分認定証明書」が必要な方は、転出前にご相談ください。 問合せ先 給付係 054-354-2168
2階 清水市税事務所 (蒲原支所) ☆税・保険年金係 054-385-7770	土地・家屋係	国外へ転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市に土地・家屋を所有している人が国外へ転出する場合 窓口に<u>お越しいただくか又はご連絡ください。</u> 土地係 054-354-2080・2081 家屋係 054-354-2082・2083
	市民税係		<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日時点で市内に住所があり、前年中一定以上所得がある方が国外転出する場合、又は納税通知書が送付された後に国外転出する場合 市県民税の納付や書類の受領等が困難になる方は、納税管理人の選任が必要となる場合があります。 窓口に<u>お越しいただくか又はご連絡ください。</u> 市民税係 054-354-2072・2073
			<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車（125ccまで）以外の問合せについては下記をお願いします。 バイク（125cc超〜）と普通自動車 【静岡運輸支局登録・検査担当 050-5540-2050】 軽三輪・軽四輪車（660ccまで） 【軽自動車検査協会静岡事務所 050-3816-1776】
		<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市に住民登録があった時の課税（所得）証明が必要になった場合 ・郵便により請求していただくこともできます。詳しくは、静岡市ホームページをご覧ください。 問合せ先 市民税係（証明・原付） 054-354-2071 	

清水区役所版

〔市外転出〕

令和7年8月

★は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
3階 保健所 清水支所 054-354-2153	疾病対策係	被爆者健康手帳を持っている方が転出する場合	・転出日から30日以内に転出先の保健所に届け出てください。
		特定医療（指定難病）受給者が転出する場合	・本人または家族が届け出てください。 ※転出先での手続き完了後、受給者証を返還してください。郵送可。
		小児慢性特定疾病医療受給者が転出する場合	・本人または家族が届け出てください。 ※転出先での手続き完了後、受給者証を返還してください。郵送可。
		自立支援医療（育成医療）受給者が転出する場合	・本人または家族が届け出てください。 ※転出先での手続き完了後、受給者証を返還してください。郵送可。
		未熟児養育医療受給者が転出する場合	・家族が届け出てください。 ※転出先での手続き完了後、養育医療券を返還してください。郵送可。
		予防接種シールの発行を受けた方が転出する場合	・静岡市の予防接種シールは転出後は使用できないため、破棄して下さい。 ・転出後の接種については、転出先の自治体等で手続きをしてください。
2階 静岡市 まちづくり公社 市営住宅 054-354-2238		市営住宅入居世帯全員が転出する場合	・返還届（退去する15日前まで。用紙は2階静岡市まちづくり公社にあります。）を提出してください。 ・名義人の口座番号等のわかるもの、転出先の住所と電話番号
		市営住宅の名義人が転出する場合	・2階静岡市まちづくり公社へお問合せください。
		同居人が転出する場合	・戸籍住民課で転出届出後、異動届（用紙は2階静岡市まちづくり公社にあります。）を提出してください。 ・全員が記載されている住民票（転出者に×印のついているもの 続柄・本籍記載）
4階 清水区役所 地域総務課 054-354-2361	区民生活係	戦傷病者手帳を持っている方が転出する場合	・転出先の市町村役場で手続きをしてください。
		戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請者が転出する場合	・清水区地域総務課（電話：054-354-2361）まで連絡してください。
		清水大平山霊園利用者（名義人）が転出する場合	・清水区役所地域総務課にお越しください。市営墓地利用者住所変更届出書をお渡しします。 ・後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 市営墓地利用者住所変更届出書、転出先の新住民票、市営墓地利用許可証
6階 水道事務所 （水道・下水道）		・水道、下水道のご使用を止めるとき ・井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき	・電話又は水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。 ・連絡先 【上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く） 午前8時30分～午後7時 ※ただし、3・4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。 ・水道使用開始・中止等申し込みフォーム https://logoform.jp/form/79j2/448554
2階 動物愛護センター	第2係 係長	犬の飼い主として登録している方が転出する場合	・転出先の市区町村に届出をしてください。 ・マイクロチップが装着された犬の場合は、事前にお電話等で転出先の市区町村にお問合せください。 （問合せ先） 動物愛護センター ※市外局番（054） 静岡市清水区役所 2階 動物愛護第2係（清水区） 354-2403 静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号 蒲原支所 地域振興係（清水区蒲原・由比） 385-7730 静岡市葵区産女953番地 動物愛護第1係（葵区・駿河区） 278-6409



清水区役所版

〔市外転出〕

令和7年8月

☆は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）																								
＜清水庁舎外＞																											
市立図書館各館		図書館カードの交付を受けている方が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 図書館カードを持っている本人か、預かっている家族が届け出てください。 〔図書館 問合せ先〕※市外局番（054） <table border="0"> <tr> <td>清水中央図書館</td> <td>354-1331</td> <td>南部図書館</td> <td>288-2151</td> </tr> <tr> <td>清水興津図書館</td> <td>360-4311</td> <td>西奈図書館</td> <td>265-2556</td> </tr> <tr> <td>蒲原図書館</td> <td>388-3456</td> <td>長田図書館</td> <td>259-7878</td> </tr> <tr> <td>中央図書館</td> <td>247-6711</td> <td>北部図書館</td> <td>653-1817</td> </tr> <tr> <td>御幸町図書館</td> <td>251-1868</td> <td>麻機分館</td> <td>248-5035</td> </tr> <tr> <td>薬科図書館</td> <td>278-4100</td> <td>美和分館</td> <td>296-6501</td> </tr> </table> 	清水中央図書館	354-1331	南部図書館	288-2151	清水興津図書館	360-4311	西奈図書館	265-2556	蒲原図書館	388-3456	長田図書館	259-7878	中央図書館	247-6711	北部図書館	653-1817	御幸町図書館	251-1868	麻機分館	248-5035	薬科図書館	278-4100	美和分館	296-6501
清水中央図書館	354-1331	南部図書館	288-2151																								
清水興津図書館	360-4311	西奈図書館	265-2556																								
蒲原図書館	388-3456	長田図書館	259-7878																								
中央図書館	247-6711	北部図書館	653-1817																								
御幸町図書館	251-1868	麻機分館	248-5035																								
薬科図書館	278-4100	美和分館	296-6501																								
静岡庁舎新館13階 廃棄物対策課	浄化槽推進係	し尿くみ取りが廃止になる場合、または、し尿くみ取りをしている家庭で人数が減った場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人または家族が届け出てください。（電話でも可）054-221-1264 																								
静岡庁舎新館15階 戸籍管理課 054-221-1297	霊園・斎場係	愛宕・沓谷・沼上霊園利用者（名義人）が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、市営墓地利用者住所変更届出書を送付いたします。 後日、次のものを提出または郵送していただきます。 市営墓地利用者住所変更届出書、転出先の新住民票、市営墓地利用許可証 																								
		市営納骨堂利用者が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、納骨堂利用者住所変更届出書を送付いたします。 後日、次のものを提出または郵送していただきます。 納骨堂利用者住所変更届出書、転出先の新住民票、納骨堂利用許可証 																								